

# 養父市農業委員会

## 第12回会議録

令和2年9月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第12回会議録

1. 開催日時 令和2年9月24日(木曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3. 議事

議案第40号 農用地利用集積計画の承認について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

#### 報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員(13名)

|         |           |          |          |
|---------|-----------|----------|----------|
| 1番 秋山博  | 2番 山根達夫   | 3番 藤原義幸  | 4番 寺尾稔   |
| 5番 大谷忠雄 | 6番 奥藤雅行   | 7番 前川章   | 8番 谷垣重俊  |
| 9番 西谷眞一 | 10番 北本健一郎 | 11番 坂本秀夫 | 12番 西谷英樹 |
| 13番 圓山満 |           |          |          |

### 5. 欠席農業委員(なし)

### 6. 出席推進委員(9名)

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 15番 内田重雄 | 16番 木下計介 | 18番 鷹野孝一 | 19番 安達繁  |
| 20番 栗田匡晃 | 21番 林田雅美 | 23番 森脇耕助 | 24番 井上勝雄 |
| 25番 藤原健次 |          |          |          |

### 7. 欠席推進委員(3名)

|         |          |           |
|---------|----------|-----------|
| 14番 小林誠 | 17番 藤原隆弘 | 22番 上垣美由紀 |
|---------|----------|-----------|

### 8. 事務局出席職員

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 局長 圓山 修一 | 次長 稲津 義彦 | 主幹 森本 重良 | 主査 福垣 周作 |
|----------|----------|----------|----------|

事務局 : ただいまより第12回農業委員会総会を開催します。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。だいぶ秋らしくなってきましたけれども、皆様におかれましては、稲刈り、秋の取り入れにつきまして、ほぼ終わられている方や、まだこれからという方があるかと思えます。

いろいろ聞いてみますと、今年は例年に比べて倒伏、倒れている稲が大変多くあるということで、それによって稲も実らない、しっかり実らないまでに刈り取るということで、青米や未熟米があるということを知っています。収量的にも去年より多かったという人よりも、去年並みか去年より少ない、特に今の青米がたくさん入っていて、はねられて少なくなるということで、収量的にもあまりよくないということを知っています。

兵庫県全体としてはどうなっているのか、ちょっとまだ分かりませんが、この当地域においては、今ちょうどそのような状況かなと思っています。

本当にまだまだ取り入れ作業等も続いておられますので、体に気を付けていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、午前中ですが件数は少なかつたのですが、現地調査の方、関係の委員さんにつきましてはありがとうございました。この後の総会で、皆様と審議をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

事務局 : ありがとうございます。それでは初めに、会議の成立について報告します。本日の出席は、農業委員13名中13名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により「過半数が出席すること」になっていますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては9名の出席ですので、あわせて報告させていただきます。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に「会長が総会の議長となり議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣会長にお願ひしたいと思います。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は2番の山根農業委員と3番の藤原義幸農業委員にお願ひをいたします。

それでは議事に入ります。議案第40号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 失礼します。資料の1ページから13ページとなっております。それでは1ページをご覧ください。議案第40号「農用地利用集積計画の概要について」です。

公告日は10月1日を予定しております。

1「利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数」です。面積が、田50,887㎡、畑7,217㎡、筆数が、田38筆、畑6筆です。畑は登記の筆数となっております。合計面積57,804㎡、筆数44筆です。利用権の設定を受ける戸数ですが2戸となっております。みどり公社と最後の34番の個人の分2戸となっております。利用権の設定をする戸数は27戸です。

2「設定する利用権の概要」です。使用貸借権38筆、賃貸借権6筆です。利用権の設定期間ですが、5年契約1筆、10年契約43筆となっております。「利用権の設定を受ける者及び設定する者」「貸借土地の所在地」につきましては、2ページから13ページに記載したとおりです。以上で説明を終わります。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第40号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 14ページをご覧ください。議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町坂本の土地1筆。面積は196㎡のうち50㎡です。貸付人は養父市八鹿町坂本の方、借受人も同じく養父市八鹿町坂本の方です。隣接地にある借受人の自宅を改修するにあたり、申請地を工事車両駐車場及び資材置き場とすることが転用の目的で、設定する権利は使用貸借権です。使用する期間は、令和2年11月30日までの一時転用となります。また、すでに申請前に使用が開始されていたため、申請書には顛末書を付けていただき、事後転用として取り扱っております。関連ページは15ページから17ページです。

申請番号2番、養父市八鹿町大江の土地1筆。面積は425㎡、貸付人は養父市八鹿町大江の方、借受人も同じく養父市八鹿町大江の方です。居住している住宅が手狭となったため、親族が所有している申請地内に一般住宅及びカーポートを建設することが転用の目的で、設定する権利は使用貸借権です。関連ページは18ページから22ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に1番の八鹿町坂本の件について、事務局より、農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連担する地域内にあり、農地の集団規模も小さいため、第3種農地に該当します。一般基準については、資力・信用を同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的がなされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に担当農業委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。14ページの1番の転用理由ですが、隣接する住宅の改修にあたって、この土地を使用するという理由です。自宅の改修ではなく、隣の家の改修です。

まず15ページです。写真の下の方が市道坂本線で、大字坂本におきまして、小字ヨガイという集落の上の方の位置にあたります。

16ページの字限図ですが、申請地「379の1」に隣接して市道がございます。17ページに、材料を置いたり車両を置いたりしています。実は建物を改修するところが隣の378番の住宅なのですけれども、このような形での一時転用ということで本日の審議になっております。

11月末までで、元に戻ります一時転用です。よろしくお願いいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。午前中、大谷委員と同行いたしまして、書類のとおり正確に報告されておりましたので間違いございません。よろしくお願いいたします。

議長： 続いて担当推進委員の説明を求めます。16番、木下推進委員。

木下委員： 失礼します。16番、木下です。私も一緒に見させていただきました。説明があったとおり、元に戻す場所にはゴムの敷物を敷いて、すぐ転用が終わるようにしてありましたことを確認しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長： 説明が終わりました。この件につきまして質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第 41 号の 1 番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、2 番の八鹿町大江の件について、事務局より、農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号 2 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連担する地域に近接し、農地の集団規模が 10ha 未満のため、第 2 種農地に該当します。

一般基準については、資力・信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第 5 条第 2 項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に担当農業委員の説明を求めます。5 番、大谷農業委員。

大谷委員： 5 番、大谷です。18 ページをご覧ください。坂本線から坂本を通過して奥に入りますと、大江という集落がございます。大江でも、私どもが口大江を「大江」と言っておりますけれども、その奥大江の方にあたります。

19 ページの字限図ですが、この赤で塗っているところが市道大江線です。青で塗っているところが大江川ですね。1 級河川大江川です。「申請地」が 814 の 1 で、分筆を行って住宅を建てるということで申請が上がってきております。

20 ページに平面図、立面図と続けて入れております。同居している親の名義で、お子さんが建てられるということで 5 条申請になっております。

書類、同意書等も全部揃っておりますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

議長： 続いて現地調査委員の説明を求めます。7 番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。午前中に現地を確認してまいりました。18ページの写真にもありますように、現地を確認しましても、圃場整備された一帯であるように見えましたが、事務局に確認したところ、この農地に関しては圃場整備、農振農用地外ということでありましたので、その点では問題ないように思っております。

また、先ほど大谷委員が申し上げましたとおり、分筆されているということで、814の3は今後も営農される予定で、水の出入口も残されていることから、農地に対しても特に影響はなく、申請どおり特に問題ないと思っております。以上です。

議長： 続いて担当推進委員の説明を求めます。16番、木下推進委員。

木下委員： 失礼します。16番、木下です。先ほど農業委員の方から説明がありましたとおり、私も午前中に一緒に確認をさせていただきました。先ほど言われましたとおり、周りの農業に関しても影響がなく、この件については許可でいいのではないかと思っております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第41号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は23ページとなっております。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」報告します。8月17日から9月15日までに3条の許可をした報告をします。5件ありました。

番号1番、申請の土地が八鹿町八木、1筆です。台帳地目が田、現況も田、面積が3,180㎡。譲受人は八鹿町八木の方です。譲渡人は大阪の高槻の方です。権利の種類と方法ですが、所有権を売買によって移転されます。申請日が8月11日、許可日が8月18日となっております。

番号2番、申請の土地は大屋町蔵垣、1筆で台帳が田、現況も田です。面積

が 673 m<sup>2</sup>。譲受人は大屋町蔵垣の方です。譲渡人も大屋町蔵垣の方です。所有権を売買によって移転されます。申請日が 8 月 13 日、許可日が 8 月 19 日となっております。

番号 3 番、申請の土地は大坪、畑で 5 筆あります。5 筆の面積の合計が 3,695 m<sup>2</sup>。譲受人が養父市稲津の方で、譲渡人も養父市稲津の方です。譲渡人からみて、譲受人さんは孫にあたる方となっております。所有権を贈与によって移転されます。申請日が 8 月 21 日、許可日が 8 月 31 日です。

番号 4 番、申請の土地は森です。1 筆で、面積が 113 m<sup>2</sup>。譲受人は森の方です。譲渡人も森の方です。所有権を贈与によって移転されます。申請日が 8 月 31 日、許可日が 9 月 7 日となっております。

番号 5 番。申請の土地は中瀬、台帳地目が畑、現況も畑。1 筆で、面積が 385 m<sup>2</sup>。譲受人は豊岡市日高町の方です。譲渡人は川西の方です。所有権を売買によって移転されます。申請日が 9 月 3 日で、許可日が 9 月 10 日です。この申請につきましては、空き家付きで、空き家に付属する農地として登録された農地となっております。譲受人は現在豊岡市在住の方ですが、週末営農されており、将来的には、空き家がある中瀬に移住を計画されているようです。以上 5 件ありましたので、報告します。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それではこの件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告②「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について」事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。資料としましては 24 ページ、25 ページ、26 ページをご覧ください。報告②「農地法第 18 号第 6 項の規定による解約通知について」報告します。

先ほど審議していただきました、農用地利用集積計画に伴う要件の解約の通知がありました。12 件ありました。農地の所在地につきましては 25 ページ、26 ページとなっております。森の農地です。先ほど申しましたように、中間管理事業に伴う解約の通知がありました。12 件ありました。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それではこの件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )



議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告③「農地の使用貸借の解約通知について」事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は27ページをご覧ください。報告③「農地の使用貸借の解約通知について」報告します。1件解約通知がありましたので報告します。

申請の土地は上野の土地2筆で、合計の面積が2,585㎡。賃貸人が養父市上野の方です。賃借人も養父市上野の法人です。合意解約年月日が令和2年9月9日、土地の引渡しの時期も同じく令和2年9月9日。解約の条件はありません。合意解約です。備考に書いておりますが、親族の息子さんへの贈与です。

解約通知と同時に3条の申請も出てきており、9月14日に3条の申請が出てきまして、9月23日に許可をしております。3条の申請に伴う解約通知を受け付けております。以上で報告を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。それではこの件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告④「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は28ページをご覧ください。報告④、農地法第3条の3第1項の規定により相続の届出があったので報告をします。1件あります。

申請の土地は八鹿町小佐の土地5筆で、面積が合計1,256㎡。申請人は朝来市の方です。権利を取得した日が令和2年2月12日、所有権を取得され、相続により使用、所有権を取得されております。被相続人は記載の方となっております。以上で報告を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。それではこの件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で、第12回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷垣重俊

署名委員 山根達夫

署名委員 藤原義幸